

市町村の入札契約制度の改善について

岡山県 土木部 技術管理課

1. はじめに

公共工事については、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「入契法」という）、及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という）の、いわゆる「担い手3法」により、発注者として取り組むべき内容が規定されており、平成26年の担い手3法の改正以降、県のみならず市町村も含めて、随時新たな取組を求められている。

一方、各自治体の入札契約制度の取組状況については、毎年、国土交通省が行う「入札契約適正化法に基づく実施状況調査」（以下、「入契調査」という）により公表されているが、どの都道府県においても市町村の取組状況には大きな格差が生じている。

また、岡山県においては、業界団体から県への要望の中にも市町村の入札契約制度（特にダンピング対策の水準）の改善を求める声が上がっていた。

しかしながら、公共工事の発注について、法律上、県は市町村に対する指導権限を有しておらず、また市町村の規模や工事の発注量、職員の体制等さまざまな事情も承知している中、市町村の入札制度の改善について、積極的な関わりができていない状況であった。

2. 国土交通省の入札契約改善推進事業

こうした状況の中、岡山県内の市町村における入札契約制度の改善に取り組むことが、外部有識者の意見を踏まえて、国土交通省建設業課が実施している令和3年度の「入札契約改善推進事業」として決定された。

入札契約改善推進事業は、自治体における多様な入札契約制度の導入・活用を支援する事業であり、主に個別自治体における工事の入札契約制度を支援する事業が中心であった。しかし、令和3年度事業では、県内市町村全体の入札契約制度の改善支援を実施するという、国土交通省としても初めての取組として選定された。県においても、業界団体等の要望に対応するためにも、国土交通省と連携して入札契約制度の改善に取り組むこととした。

この入札契約改善推進事業は国土交通省が実施主体となり、県は主に各市町村との調整等を担当した。

令和3年度の取組としては、全市町村が参加した合計4回の勉強会において、入札契約適正化の総論に始まり、ダンピング対策、平準化、多様な入札制度等の取組に関する理解を深め、さらに個別の質問に対する対応を行った（図-1）。

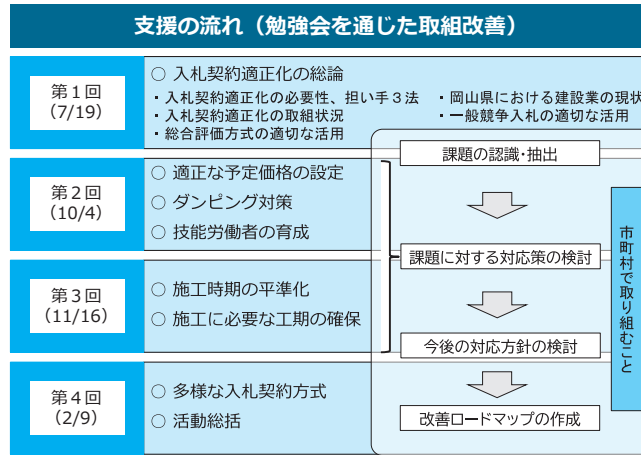


図-1 令和3年度の入札契約改善推進事業の流れ

出典：国土交通省 令和3年度の入札契約改善推進事業報告会資料

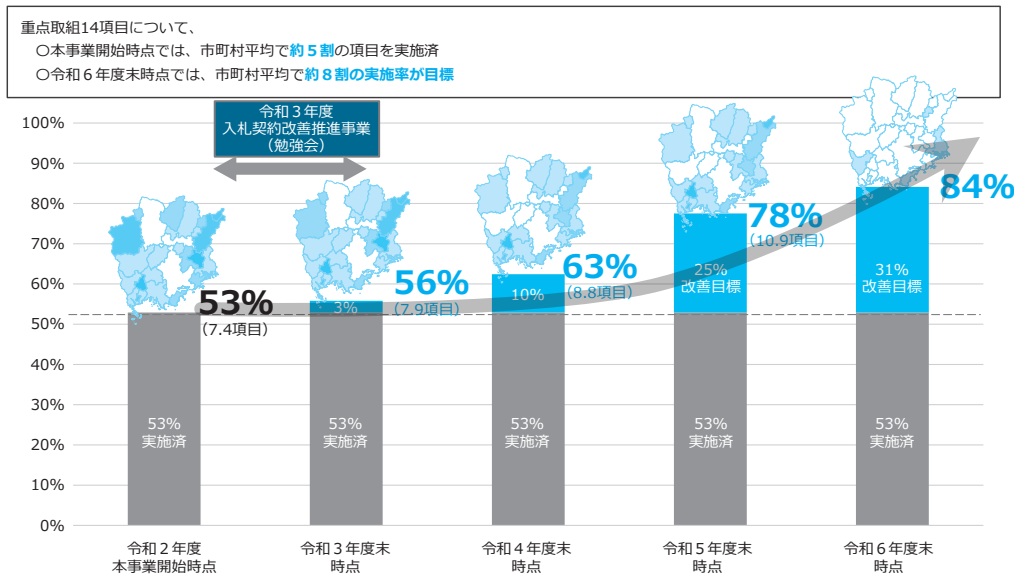


図-2 入札契約改善に向けた取組目標

出典：国土交通省 令和3年度の入札契約改善推進事業報告会資料

最終的には、①一般競争入札の活用、②総合評価の活用、③・④中央公契連（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）モデル以上の最低制限価格及び調査基準価格の設定、⑤～⑦最低制限価格、調査基準価格又は予定価格の事後公表、⑧設計変更ガイドラインの策定、⑨法定福利費の計上・明示、⑩週休2日モデル工事の実施、⑪下請の社会保険等未加入対策、⑫適正化のための第三者機関の設置、⑬入契法による公表義務の実施、及び⑭中間前金払制度の導入、の合計14項目を重点取組として設定し、これらの項目を改善する令和6年度までのロードマップ（以下、「改善ロードマップ」という）を全市町村が策定した。

この改善ロードマップでは、重点14項目を市町村全体で当初の約5割から、令和6年度までに約8割まで改善する目標を設定して、令和3年度を終えた（図-2）。

3. 国土交通省の入札契約改善推進事業終了後における県の取組

令和4年度以降は、県と市町村が連携し、改善の取組を行うこととされ、岡山県公契連や岡山地域発注者協議会を通じてフォローアップを行うこととされていた（図-3）。

令和4年度からは、まず重点14項目の取組状

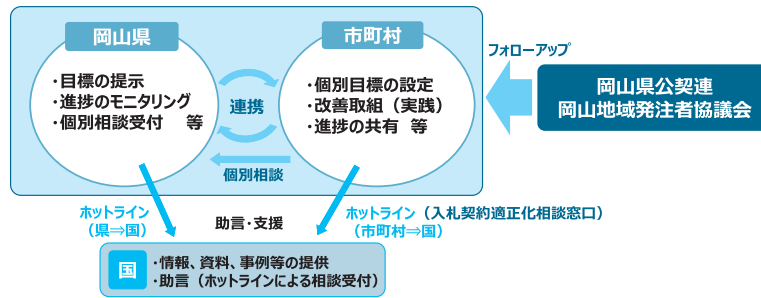


図-3 令和4年度以降の取組想定

出典：国土交通省 令和3年度の入札契約改善推進事業報告会資料

表-1 各市町村における重点14項目の取組状況 (令和7年3月時点)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	改善済み合計
	一般競争入札の活用	総合評価の活用	最新の中央公契連モデル以上の調査基準価格算定式	調査基準価格の事後公表	最新の中央公契連モデル以上の最低制限価格算定式	最低制限価格の事後公表	予定価格の事後公表	設計変更ガイドラインの策定	法定福利費の計上・明示	週休2日モデル工事の実施	下請による社会保険等未加入業者の排除	適正化を図るための第三者機関等の設置	入札適正化法により公表を義務付けられた事項の実施	中間前金払制度の導入	
岡山市	○	R4.4	R4.4	○	R4.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14/14
倉敷市	○	○	R5.6	R4.10	R5.6	○	R4.10 (一部改善)	R5.4	R5.4	R4.4	○	×	○	○	13/14
津山市	○	○	R4.10	○	×	○	×	○	×	R6.4	○	×	○	○	10/14
玉野市	○	×	R6.4	○	R6.4	○	×	R6.4	R6.4	×	R6.4	×	○	R4.4	10/14
笠岡市	○	R5.6	R4.6	○	R4.6	○	R4.6	○	×	R6.6	○	×	○	○	12/14
井原市	○	○	R4.4	×	R4.4	×	×	○	×	×	○	×	○	○	8/14
総社市	○	試行	R4.4	○	R4.4	○	×	○	×	×	○	○	○	○	11/14
高梁市	○	試行	R4.6	○	R4.6	○	○	○	R5.6	R5.4	○	○	○	○	14/14
新見市	R4.9	×	制度未導入	制度未導入	×	×	R3.4	○	R6.8	R5.12	○	×	R5.8	○	8/14
備前市	○	試行	×	○	×	○	×	○	×	×	○	×	○	○	8/14
瀬戸内市	○	R6.4	R6.4	R6.4	R5.6	○	×	○	R6.6	○	○	×	R6.10	○	12/14
赤磐市	○	○	×	×	×	○	×	○	×	×	○	×	○	○	7/14
真庭市	○	○	R6.4	R6.4	R6.4	○	○	○	×	R5.4	○	×	○	○	12/14
美作市	○	×	R4.4	○	×	○	×	R4.4	R5.4	×	R5.4	×	R4.1	○	9/14
浅口市	○	試行	R4.6	○	R4.6	○	×	○	×	R6.4	○	×	○	○	11/14
和気町	R6.4	×	制度未導入	制度未導入	R5.4	R4.4	R4.4	×	×	×	R6.7	×	R6.4	○	7/14
早島町	試行	試行	R5.6	R4.4	R5.6	○	○	○	×	R3.4	○	×	×	○	11/14
里庄町	×	×	制度未導入	制度未導入	×	×	○	×	×	×	○	×	×	R4.4	3/14
矢掛町	×	試行	R6.6	×	R6.6	×	×	○	×	×	○	×	×	○	6/14
新庄村	R6.3	○	制度未導入	制度未導入	R6.1	R6.1	○	○	R6.7	R7.3	○	×	R7.1	○	11/14
鏡野町	○	○	×	×	×	○	×	○	R5.7	○	○	×	×	○	8/14
勝央町	○	×	制度未導入	制度未導入	R5.7	○	○	×	×	×	○	×	R4.4	○	7/14
奈義町	○	×	×	R6.11	×	○	○	×	×	×	○	×	R6.10	○	7/14
西粟倉村	試行	×	制度未導入	制度未導入	×	西粟倉村	○	×	×	×	○	×	×	○	5/14
久米南町	○	○	×	○	×	○	○	○	×	R6.4	R6.7	×	○	○	10/14
美咲町	○	○	R4.5	○	R6.4	○	○	×	R6.4	R6.4	○	○	○	○	13/14
吉備中央町	○	○	制度未導入	制度未導入	×	R4.4	○	○	×	×	○	×	○	○	8/14

凡例 ○：改善済み ×：改善が必要な項目
 試行：試行的に導入している
 制度未導入：低入札価格調査制度を導入していないため、調査基準価格を設けていない
 (マス内の英数字は改善した年月)

況について、入契調査とは別個に県が進捗に関する調査を行った。

この調査結果を岡山地域発注者協議会で情報共有し、各市町村に対して近隣市町村の改善状況を把握してもらうとともに、県のホームページでも公表することとした（表-1）。

令和5年度からは、進捗状況の他に、改善ロードマップから進捗が遅れている取組を洗い出し、改善が進まない課題を市町村から報告してもらった。当該報告を基に課題解決を図ろうとしたが、報告内容が「人員の不足」等であったため課題解決に至らず、問い合わせのあった市町村に対する回答等の個別対応にとどまった。

しかし、令和5年度末の進捗状況調査を行った結果、改善ロードマップの目標値に対して、改善の実績値に大きく遅れが生じていることが判明した。

そのため、県は令和6年度から、市町村に対して積極的にアプローチをすることとし、各市町村の担当者と対面でのヒアリングを行い、状況の詳細を把握し、改善を促すこととした。

ヒアリングでは、取組状況を詳細に聞き取り、課題を共有することに重点を置いた。その結果、認識の誤りにより書面報告での内容と実態が異なる、担当者の異動によりこの事業が適切に引き継

がれていない等、思わぬ結果が明らかになった。特に規模の小さな市町村では、担当者が幅広い業務を1人で担っており、取組の内容そのものを把握できていない実態も明らかとなった。

こうした状況も踏まえ、ヒアリングでは、入契法に基づく指針、品確法に基づく指針に従い、自治体が必要な措置を講ずることが努力義務として定められていることをはじめ、それぞれの取組の目的や県の取組の内容を丁寧に説明し、資料を提供する等、市町村が改善に取り組むために必要な情報提供に努めた。

令和6年度では、重点14項目を全て改善できていた2市を除いた全市町村とヒアリングを2回行い、第三次・担い手3法の改正に伴う対応等の説明も併せて行い、既存の取組が改善できていないと次の新しい取組に着手できないことを訴え、改善を促していった。

その結果、各市町村が尽力いただき、改善ロードマップでの目標以上に改善した市や、規模の小さな町村でも大きく改善したケースもあった。

最終的な改善率は、改善ロードマップでの目標である「全体で8割」は達成することができなかったものの、令和6年度の改善率は大きく伸びることとなった（図-4）。

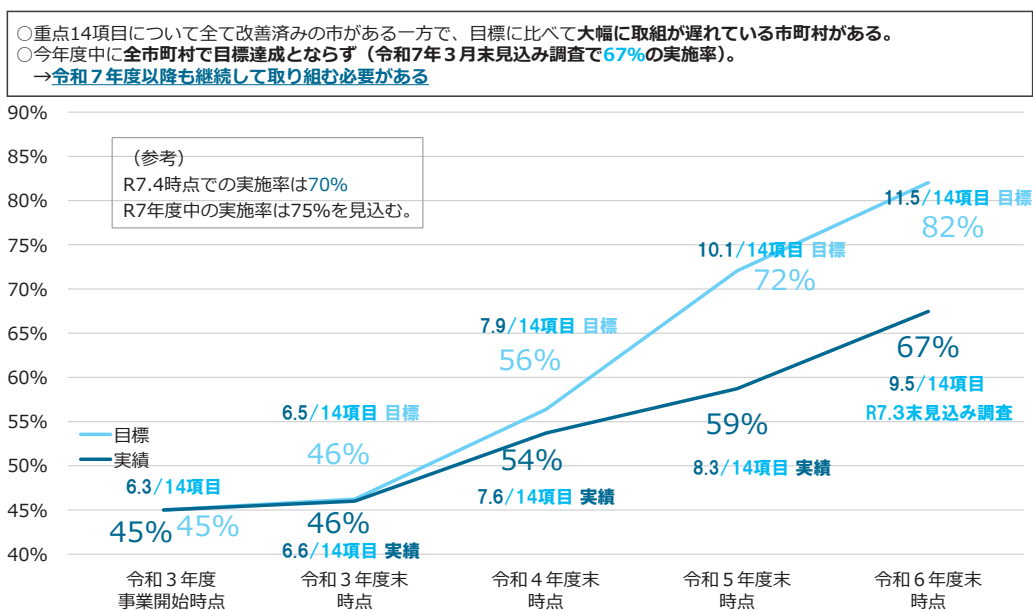


図-4 入札契約改善推進事業における改善結果

※令和4年度に調査基準価格の中央公契連モデルが改正されたこと等により、当初の達成率と異なる。

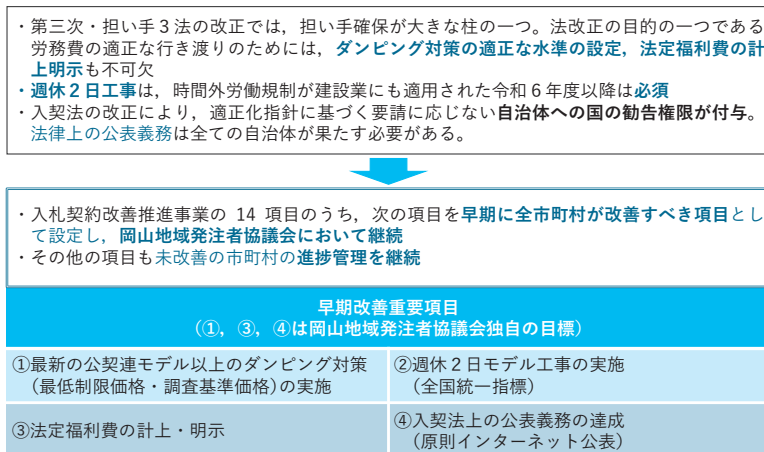


図-5 令和7年度以降の入札契約改善推進事業の取組

令和7年度以降は、目標を達成することができなかったことも踏まえ、この重点14項目を岡山地域発注者協議会で進捗管理をするとともに、改善ロードマップでの当初設定にかかわらず、全ての市町村で早期に改善すべき項目を「早期改善重要項目」として、①最新の中央公契連モデル以上のダンピング対策の実施、②週休2日モデル工事の実施、③法定福利費の計上明示、④入契法上の公表義務の達成（原則インターネット公表）の四つを設定し、再度の改善の徹底を図ることとしている（図-5）。

4. おわりに

各市町村とのヒアリングを通じて、継続的な取組においては担当者の異動により事業の取組が途切れてしまうこと、また、規模の小さな自治体では全ての項目について改善を行うことが体制的に困難であること、を課題として感じた。

また、複数年度にわたる改善目標を設定した場合、最終年度の担当者の負担が大きくなる結果となっており、当初の目標設定の中で無理のない目標設定が不可欠である、とも感じた。

市町村の入札契約制度の改善を県側でサポートすることについては、県担当者1人でできるものではなく、課員の協力が不可欠である（筆者も、県の入札契約制度全般という事務を、他の多くの

事務とともに担当している）。実際には、担当者レベルで3人体制を確保して、市町村の入札制度の改善支援業務に当たった。

入札契約制度の改善については、毎年度国土交通省及び総務省が法律上の権限を持って書面により要請しており、県が市町村に対して行う支援は、市町村の担当者が改善に向けて取り組むきっかけ程度にしかならない、と承知している。

また、この入札契約改善推進事業の開始から終了までの間も、調査基準価格水準の中央公契連モデルの改正、時間外労働の上限規制の建設業への適用、第三次・担い手3法の改正等、公共工事の発注者として新たな対応が求められる状況となり、人員不足という自治体共通の課題は解決できないままである。

ただし、こうした状況の中でも、入札契約制度の改善は、担い手3法において発注者として取り組むべき内容であり、その目的は、地域の守り手でもある公共工事の担い手を中長期的に育成・確保することによる公共工事の品質の確保である。

ただちに解決することができない課題もあるが、引き続き県自身の入札契約制度の改善に努めるとともに、各市町村と連携を密にしながら、岡山県全体の入札制度が改善するよう、取り組んでいきたい。

最後に、県内の全市町村における入札制度の改善という機会を与えてくださった国土交通省建設業課に、改めて感謝を申し上げて結びとする。